



種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬  
二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成一七・四・一五	八戸市大字尻内町字蛇ノ沢一 山内正孝 畜舎

青森県告示第二百一十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

（岩木川漁業協同組合）

一 漁業権者の住所及び名称

弘前市大字小沢字山崎一四八番地三 岩木川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十七年三月十七日

三 漁業権の免許番号 内共第十四号

四 変更の内容

岩木川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料の額を次のとおりとする。

魚 種		漁具・漁法		期間		遊漁料	
あゆ、こい、ふな、やまめ、いわな、つぐい、かじか、かわやつめ	手釣、竿釣、持網、四ツ手網、たも網、筒かぎがけ	一年	一日	六、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一年	一日
こい、ふな、やまめ、いわな、つぐい、かじか、かわやつめ	手釣、竿釣、持網、四ツ手網、たも網、筒かぎがけ	一年	一日	四、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一年	一日

あゆ、こい、ふな、つぐい	投網	一日	二、〇〇〇円
		一年	一〇、〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の四分の一の額とする。

五 施行の日 平成十七年三月十七日

（老部川内水面漁業協同組合）

一 漁業権者の住所及び名称

下北郡東通村大字白糠字老部五九番地二 老部川内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十七年三月十七日

三 漁業権の免許番号 内共第三十九号

四 変更の内容

次の表の上欄に掲げる区域において遊漁してはならない期間は、下欄に掲げるとおりとする。

区 域	期 間
下北郡東通村大字白糠字家の上七二番地地内老部川右岸及び同村大字白糠字鍋屋三番地五地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域	五月一日から九月三十日まで

五 施行の日 平成十七年三月十七日

青森県告示第二百一十二号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部整備企画課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成十七年三月二十五日

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	県道	七戸十和田湖線	十和田市大字深持字長塚四四の三から 十和田市大字深持字柏木一四八の一四まで	十和田市大字深持字柏木一六三の三から 十和田市大字深持字柏木一五〇の三まで	前	一七・二〇メートルから 六二・七〇メートルまで	一、三七七・五〇メートル	
					後	一七・二〇メートルから 六二・七〇メートルまで	一、三七七・五〇メートル	
1	県道	十和田三戸線	十和田市大字滝沢字指久保一六八の一から 十和田市大字滝沢字上財ノ川原一八の二五まで	十和田市大字滝沢字指久保一七六の一から 十和田市大字滝沢字指久保一二六の一まで	前	三三・五〇メートルから 三五・〇〇メートルまで	五二〇・〇〇メートル	
					前	二四・五〇メートルから 四〇・〇〇メートルまで	八七〇・〇〇メートル	
					前	一五・〇〇メートルから 九三・〇〇メートルまで	一、九二〇・〇〇メートル	
					後	一五・〇〇メートルから 九三・〇〇メートルまで	一、九二〇・〇〇メートル	

一 変更に係る事項  
青森県土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域の区域を次のように改める。

1 農業区域  
区域を拡大した市  
黒石市

2 森林地域  
区域を拡大した市村  
十和田市、三沢市、天間林村、六ヶ所村

(一) 区域を縮小した市町村  
十和田市、三沢市、六ヶ所村、横浜町、六ヶ所村、五戸町、田子町、南郷村、新郷村

(二) 区域を縮小した市町村  
十和田市、三沢市、六ヶ所村、五戸町、田子町、南郷村、新郷村

青森県知事 三 村 申 吾

二 変更の内容  
次の図面のとおり  
「次の図面」は、省略する。  
青森県告示第百二十三号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年四月二十四日まで青森県国土整備  
部道路課において一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二十五日  
青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、六ヶ所都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

六ヶ所村

二 都市計画事業の種類

六ヶ所都市計画下水道事業（六ヶ所村公共下水道）

三 事業施行期間

平成九年十月七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年八月三十日青森県告示第四百九号）の事業地に六ヶ所村大字平沼字道ノ上を加える。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年八月三十日青森県告示第四百九号）

4	県道	今別蟹田線	東津軽郡蟹田町大字大平字山本九〇の三から東津軽郡蟹田町大字大平字山本二四の一まで				
			後	前	後	後	前
4	県道	今別蟹田線	東津軽郡蟹田町大字大平字山本九〇の三から東津軽郡蟹田町大字大平字山本七三の二まで				
			後	前	後	後	前
4	県道	今別蟹田線	東津軽郡蟹田町大字大平字山本九〇の三から東津軽郡蟹田町大字大平字山本四六の一まで				
			後	前	後	後	前

の事業地に六ヶ所村大字平沼字追館、字道ノ上、字道ノ下、字高田、字二階坂及び字久保を加える。

青森県告示第二百十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により次のとおり公共下水道の終末処理場の設置に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第八条第一項前段の規定により告示する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

碓ヶ関村特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

南津軽郡碓ヶ関村大字古懸字向安田四の一

三 工事の内容

終末処理場

土木工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事

四 工事の開始の日

平成十七年三月二十五日

青森県告示第二百十六号

昭和六十二年三月二十八日青森県告示第百六十二号（流域下水道に接続し、及び下水を処理することができる公共下水道）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「弘前市が管理する公共下水道」を「青森市が管理する公共下水道」に改め、  
「浪岡町が管理する公共下水道」を削る。

青森県告示第二百十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、  
青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

むつ市大畑町釣屋浜一六の四

池田 一義

二 変更内容

1 変更前の住所

下北郡大畑町大字大畑字釣屋浜一六の四

2 変更後の住所

むつ市大畑町釣屋浜一六の四

青森県告示第二百十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、  
青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

むつ市大畑町東町三の一

佐藤 美知子

二 変更内容

1 変更前の住所

下北郡大畑町大字大畑字東町三の一

2 変更後の住所

むつ市大畑町東町三の一

青森県告示第二百十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、  
青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

むつ市大畑町新町一三三の一

畑中 とわ

二 変更内容

1 変更前の住所

下北郡大畑町大字大畑字新町一三三の一

2 変更後の住所

むつ市大畑町新町一三三の一

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、杭止堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年三月二十八日から同年四月二十二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

岩木町役場

相馬村役場

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭